

# 運輸安全マネジメント報告書

2024 年度

遠鉄タクシー株式会社

〒433-8122 静岡県浜松市中央区上島 1-11-15

# 目次

1. 遠鉄タクシーの安全に関する取り組みについて	… <u>2</u>
2. 輸送の安全に関する基本的な方針	… <u>3</u>
3. 輸送の安全に関する目標及び達成状況	… <u>3</u>
3. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計	… <u>4</u>
5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	… <u>5</u>
6. 輸送の安全に関する重点施策及び計画	… <u>7</u>
7. 輸送の安全に関する予算・実績額	… <u>12</u>
8. 安全統括管理者	… <u>13</u>
9. 安全管理規程	… <u>13</u>
10. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容	… <u>13</u>
別紙 安全管理規程	… <u>13</u>

## 1.遠鉄タクシーの安全に関する取り組みについて

遠鉄タクシー株式会社

代表取締役 鈴木 隆



私たち遠鉄タクシーは、遠鉄グループの経営理念である「地域と共に歩む総合生活産業として地域に貢献する」のもと、**1951**年の創業以来、浜松をはじめとする地域の皆さまの暮らしを支え続けてまいりました。

タクシーは単なる移動手段ではなく、地域に暮らすすべての人の生活の一部です。その「命を預かるという「誇り」を胸に「安全こそ最も重要なサービスである」ことを強く認識し、従業員一丸となって法令や規則を遵守し、安全運行に取り組んでおります。

また、**2023**年秋には、新人乗務員専属の営業所を設立し、これを起点に全乗務員に運転技術向上と安全意識の定着を推進してきました。さらには、**2024**年には最新の運転支援技術「ドライブチャート」を導入。乗務員一人ひとりの運転特性を可視化することで自発的な安全意識の向上につなげています。

今後も、地域の暮らしに寄り添う「無くてはならない地域の足」としての安全・安心・信頼の交通サービスを提供し続けてまいります。

2025年6月1日

## 2. 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 経営トップは輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
2. 現場の声に耳を傾けるとともに、社員に対し輸送の安全確保が最重要であることを認識徹底させる。
3. 関係法令及び安全管理規程等社内規則を遵守する。
4. 輸送の安全に関するPDCAを確実に実行し、安全管理体制の継続的な実現と見直しを行う。
5. 全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず安全性の向上に努める。
6. 輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

## 3. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

### ◆2024年度の達成状況

- ①有責重大事故件数 …… 実績 **2** 件 / 目標 **0** 件
- ②有責事故件数 …… 実績 **84** 件 / 目標 **55** 件
- ③輸送の安全に関する投資額

… [【6.輸送の安全に関する予算・実績額】](#)参照

### ◆2025年度の目標

- ①有責重大事故件数 …… 目標 **0** 件
- ②有責事故件数 …… 目標 **50** 件
- ③輸送の安全に関する投資額

… [【6.輸送の安全に関する予算・実績額】](#)参照

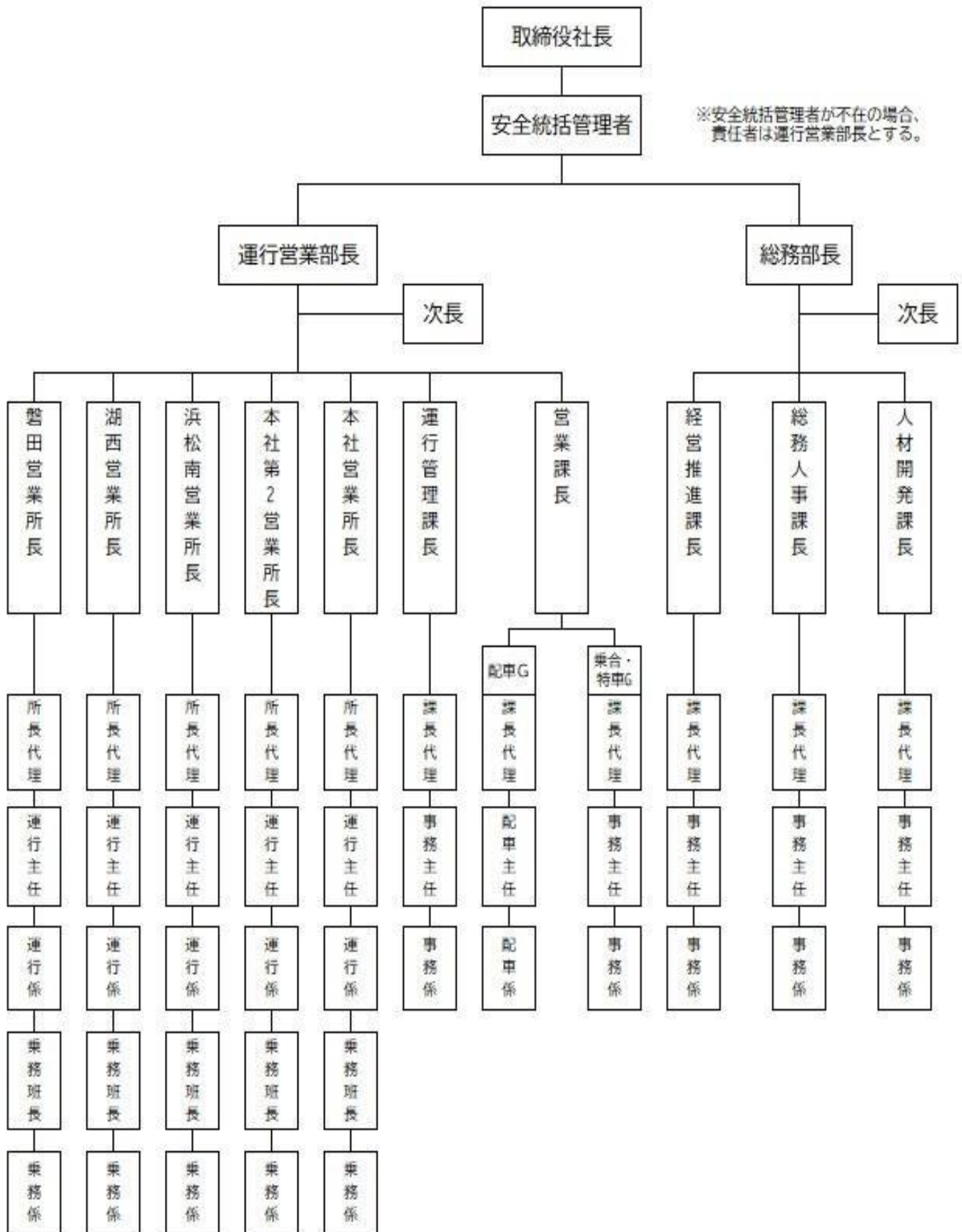
## 4. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計

事故類型	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの	0件
十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの	0件
十人以上の負傷者を生じたもの	0件
自動車の積載されたものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの	0件
自動車の積載されたコンテナが落下したもの	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの	2件
酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を操縦することができなくなったもの	1件
救護義務違反（道路交通法第百十七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があったもの	0件
自動車の装置（道路運送車両法第四十一条各号に掲げる装置をいう）の故障により、自動車が運行できなくなったもの	12件
車輪の脱落、被牽けん引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）	0件
橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法による軌道施設を含む。）を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0件
高速自動車国道（高速自動車国道法第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
<b>総件数</b>	<b>15件</b>



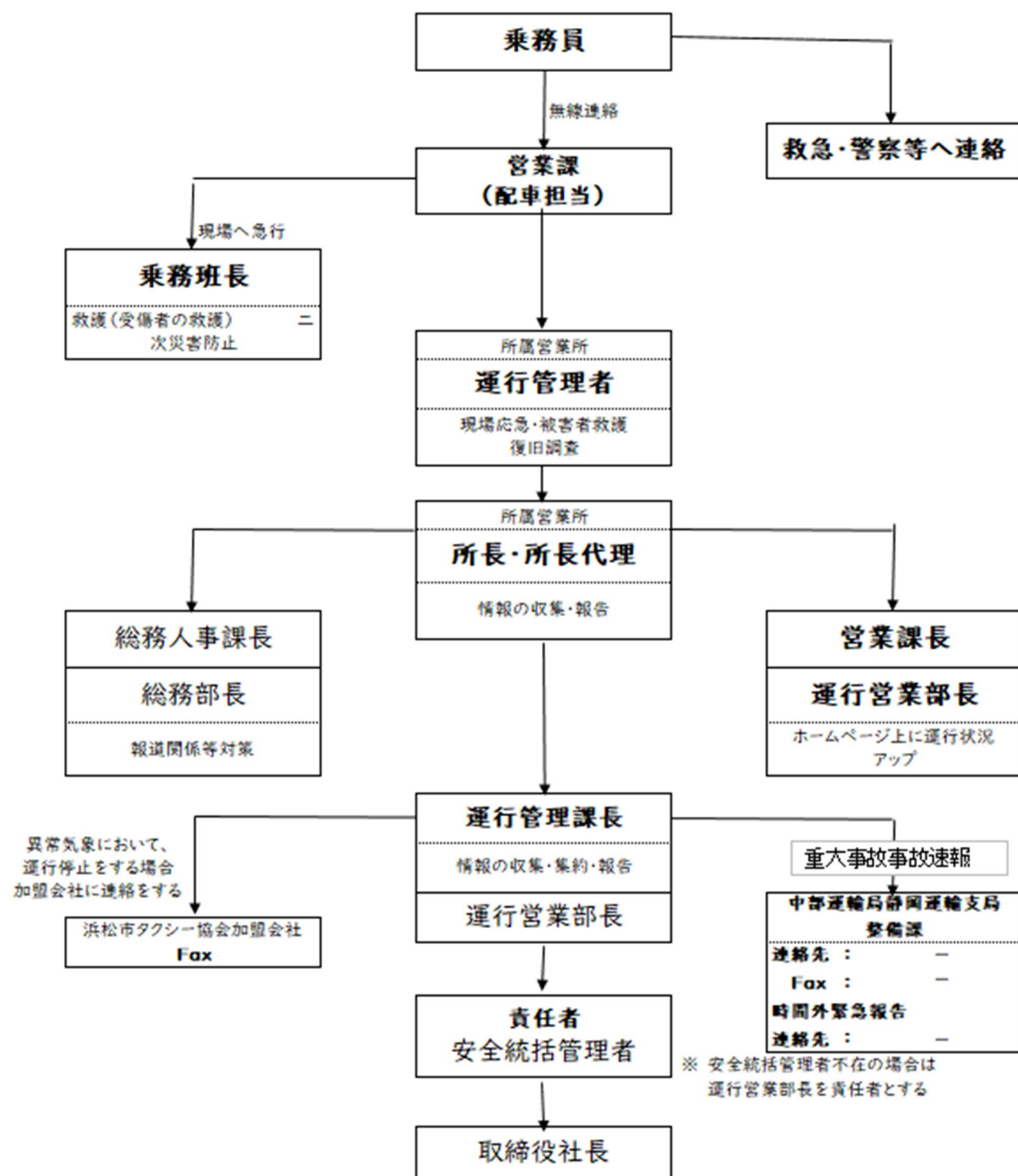
# 5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

2025年4月1日現在



# 事故・災害等に関する報告連絡体制（乗用）

遠鉄タクシー株式会社



※ 安全統括管理者不在の場合は  
運行営業部長を責任者とする

## 6. 輸送の安全に関する重点施策及び計画

### ◆2024 年度に実施した主な事故防止策

実施策
<p>■デジタルタコメーター(以下デジタコという)活用による安全運転意識の醸成            目標:月間スコア <b>90</b> 点未満者ゼロ            結果:<b>4</b> 名未達成 達成者 <b>628</b> 名 達成率 <b>99.6%</b></p>
<p>■ドライブチャート活用            運転のクセをAIにより抽出し、その結果を運転者自らスマホ等で確認し、一時不停止や脇見などのリスク            運転を自ら改善してもらうためのツール            ○<b>2025</b> 年 <b>3</b> 月に <b>40</b> 台導入し計 <b>55</b> 台となった。<b>2025</b> 年 <b>4</b> 月より本格運用開始</p>
<p>■事故等の情報収集及び共有            ○有責事故発生都度、速報と映像を全営業所で共有            ○事故が複数回発生する場所を危険個所として書面で共有</p>
<p>■事故防止キャンペーン … 月間重点目標を設定し、関連目標を手帳へ記入することで事故防止意識の醸成  <b>※2024 年度は事故の 5 割程度を占める「バック」「右左折巻込み」の 2 点に絞り、交互に事故防止強化月間とした</b>            ○バック事故ゼロ月間(偶数月)、右左折事故ゼロ月間(奇数月)</p>
<p>■運行管理者等の安全運転への関与            ○事故防止対策本部委員会への参加</p>
<p>■事故惹起者教育            ○事故防止対策本部委員会の実施(毎月 <b>1</b> 回)            ○事故を繰り返す運転者に所属長、運行管理者及び運行管理課、警察 <b>OB</b> との実地指導・面談            ○あせり等の原因を所定の用紙を使用し聞き取り、心理面での原因分析を行う</p>
<p>■新人事故防止教育            ○警察 <b>OB</b> による入社1年未満、<b>2</b> 年未満の乗務員に対する事故防止教育</p>
<p>■安全意識の高揚            ○全体研修 … 全従業員を対象に、コンプライアンス・事故防止・健康管理について研修(<b>4</b>月~<b>5</b>月)            ○点呼・教育 … 事故映像視聴、危険予知トレーニング、道路交通法テスト、事故時手順確認等            ○<b>ICT</b> を活用した安全に関するアンケートを実施・結果公表</p>
<p>■健康管理            ○健康診断実施後の再検査及び要治療者への受診状況追跡及び受診指示            ○出勤時健康管理自己申告書の提出(睡眠時間、体温、飲酒有無、健康状態)及び血圧測定(<b>2</b>勤務目)            ○出退勤時のアルコールチェック            ○ストレスチェックの実施及び産業医面談</p>
<p>■運輸安全マネジメント            ○全体研修・事故防止対策本部委員会の見直し            ○マネジメントレビューの実施</p>



- 運行管理課の現地監査
- 遠州鉄道による内部監査

## ○セーフティドライバーコンテスト

### 団体の部 **準優勝**

安全運転管理協会主催 開催日 **2024年7月2日**

安全運転の意識、技術向上のために参加



## ○安全運転指導

### 事故惹起内容に合わせた実地教育

事故原因の理解とその対策について、技術的な面での添乗教育を実施。

## ○新人事故防止教育

入社1年未満、2年未満の乗務員に対する事故防止教育。事故防止・接客に



## ◆2025 年度に計画している主な重点施策及び計画

### 輸送の安全に関する目標

#### 2025 年度安全方針

「安全こそが最も重要なサービスである」ことを全従業員の共通認識とし、  
事故に繋がる**不安全行動を減らす**努力をする。

### 再発防止についての考え方の転換

#### 再発防止 1

##### 責任追及型

「個人」を責めて罰を与える  
運転者の「注意不足」「やる気不足」  
叱責だけで、あとの対策なし



##### 原因究明型

**真因(本当の事故原因)究明**  
すべての運転者に効果がある再発(未然)  
防止策を考える

#### 再発防止 2

##### ハード、ソフト、環境など5視点で分析

5視点	なぜ?	どうする
運転者さん本人		
相手		
走行環境		
車両		
運行管理		

# 2025 年度安全目標

## 1. 重大人身事故を絶対に起こさない

## 2. バック、右左折巻込み事故を 3 割削減する

### 実施策

#### ■デジタルタコメーターによる個別即時指導

○安全運転意識醸成。特に速度超過、急の付く運転を削減し重大事故を防止する。

目 標:2025 年度中に 95 点未満者をゼロ

具体策:運行管理者が必ず帰庫時にデジタコ結果について本人に評価を伝える。

(低スコア者の指導も重要だが高スコア者を褒めることに重きを置く)

#### ■ドライブチャートの活用

○AIを活用し運転の事故リスクに直結するクセを見える化する。また、結果を自らスマホなどで確認することにより、自ら運転のクセを修正し事故リスクを削減する。特に完全な一時停止をクセ付けすることによる二輪車などとの出会い頭事故を防止する。

目 標:全員にドライブチャート搭載車に一定期間乗務させる(運転者数 659 人 搭載車両 55 台)

一時停止平均スコア 95 以上

運転者のドライブチャート結果閲覧率 95%

具体策: 3ヶ月に 1 節、必ずドライブチャート搭載車両に乗務

管理者は日々管理画面を確認し、翌出庫までに本人に評価を伝える

#### ■バック事故対策

○運転者への教育だけでなくハード、ソフト面からも対策

目 標:前年度より 3 割削減

具体策: 新車導入時、全車両にバックモニター取付

バック時、音声案内機能導入

#### ■健康管理

○健康起因による事故を絶対に発生させない

目 標:健康診断後の再検査、要治療者の受診率 100%

SAS が原因による対策構築

具体策:総務課 再検査受診についてのマニュアル作成

運行管理課 営業所毎の健康管理表を簡素化し、要治療者の管理を分かりやすくする

共通 再検査、要治療者の受診状況を毎月の定例会議で発信する

SAS に関する社内規定作成

#### ■安全教育

○安全が最優先であることの意識付け

目 標:法令違反(道交法、運輸規則など)、手順違反による事故削減

新任運転者の事故削減

具体策:新任運転者の教育マニュアルを現在の車内機器にあった内容へ改修

新任運転者に多い事故を必ず理解させる内容をマニュアルに組み込み  
共通点呼で運転教本など活用し正しい運転(ウinkerを出すタイミングなど)の再確認をさせる  
初任、適齡診断の結果に対し管理者は面談によりアドバイス  
人身事故惹起者に対し必要な場合、特例診断を受診させる(外部機関による指導)。

■事故原因の正しい理解

○管理者が **2025** 年の安全方針を理解し、

目 標:事故やヒヤリハット映像を観て、不安全行動に着目出来るようになる

具体策:具体的な事例について、毎月開催の事故防止本部委員会で分析、討議をし、真因分析に慣れる

■経営層による安全教育

○「安全」が最優先であることを意識させるため、経営トップ、安全統括管理者が定期的に営業所を巡回

具体策:経営トップが毎月営業所を巡回し、運転者、管理者とコミュニケーションをと意思の伝達を行う。

また、運輸安全マネジメントの進捗を確認も行う

## 7. 輸送の安全に関する予算・実績額

投資項目	2024 年度実績	2025 年度予算
無事故表彰 (294 名 内累計 90 万 km 無事故達成 1 名)	4,755,000 円	5,940,000 円
運転適性診断の受診 (適性診断 165 名)	962,182 円	900,000 円
運行管理者等の外部研修参加 (運行管理者 基礎・一般講習 28 名実施)	158,000 円	250,000 円
安全装置付き車両導入 (36 輛導入)	104,889,600 円	90,000,000 円
ドライブレコーダー導入 (全車両導入済 更新 36 台更新)	1,428,000 円	800,000 円
ドライブチャート※ (40 台追加導入 取付車両計 55 台)	3,068,000 円	-
スタッドレスタイヤ装着 (47 輛分保有 内 40 輛分更新)	851,712 円	770,000 円
アルコール検知器の活用 (飲酒機会ある運転者全員簡易検知器配布済)	2,792,300 円	500,000 円
ストレスチェックの実施 (全従業員 731 名分)	339,460 円	350,000 円
運転経歴証明書の取得 (全従業員 661 名分)	442,870 円	469,000 円
合計	119,687,124 円	99,979,000 円

※2025 年度導入予定であったドライブチャート 40 台(3,374,800 円)を 2024 年 3 月に前倒して導入



## 8. 安全統括管理者

運行営業部長 服部光真

## 9. 安全管理規程

[【別紙 安全管理規程】](#)参照

## 10. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

監査者:遠州鉄道株式会社 監査室

監査日:2025年4月8日

[【別紙 内部監査報告書】](#)参照



静岡県西部のタクシーのご用命は

遠鉄タクシー株式会社

〒433-8122 静岡県浜松市中央区上島1-11-15

2024年6月発行

〒433-8122 静岡県浜松市中央区上島1-11-15

<https://www.entetsu.co.jp/taxi/>

## 安全管理規程

施行 平成 18 年 10 月 1 日

改正 2019 年 9 月 1 日  
 改正 2019 年 10 月 1 日  
 改正 2020 年 4 月 1 日  
 改正 2020 年 6 月 1 日  
 改正 2020 年 8 月 1 日  
 改正 2020 年 10 月 1 日  
 改正 2022 年 6 月 1 日  
 改正 2023 年 8 月 1 日  
 改正 2023 年 11 月 1 日  
 改正 2024 年 2 月 1 日  
 改正 2024 年 4 月 1 日

## 目次

## 第一章 総則

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

## 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

## 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般乗用旅客運送事業及び一般乗合自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

## (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（**Plan Do Check Act**）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

## (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 運行管理者
  - 三 整備管理者
  - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- 六 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの

実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

#### (輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

#### (情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

#### (輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録は3年間保存する。



遠鉄タクシー株式会社  
取締役社長 鈴木 隆 様

監査責任者  
遠州鉄道株式会社監査室長 保垣 武

## 内部監査報告書

標記の件、下記のとおりご報告申し上げます。

1. 被監査部署（監査先）

遠鉄タクシー株式会社 本社

2. 被監査部署インタビュー対象者

取締役社長 鈴木 隆

安全統括管理者 榊原正之

運行管理課長 八木晴章

運行管理課 松本友博

3. 実施日程

2025年4月8日（火） 13:25～14:55

4. 監査担当者

監査室 保垣 武、山崎浩実

5. 監査の内容及び範囲

安全管理規程

安全管理体制の適合性と有効性の検証

6. 監査結果について

(1) 被監査部門の現状

監査の結果、会社の目的に従い、適切な管理等がなされています。

(2) 改善されるべき問題点（指摘事項）と所見

緊急を要するような重要な問題点は見受けられません。

7. 監査結果の詳細

(1) 経営トップのコミットメント

「安全こそが最も重要なサービスである」との考えに基づき、運転者任せではない会社として組織的な仕組みづくり（研修強化・マニュアル作成など）の重要性を強調し、事故防止委員会では管理者が事故を振り返り、再発防止策を検討する形式に変更するなど徐々に浸透を図っています。

また、毎月の営業所巡視にて現場運転者とのコミュニケーションを確保するとともに、現場への情報伝達改善の取り組みに着手しています。

次年度の安全マネジメント計画では、事故防止の本質にポイントを絞った計画を策定し、確実な実施を指示しています。

(2) 安全重点施策の策定と実行

**2024**年度安全重点施策項目である有責事故については、目標の**55**件以内を大きく上回る**88**件の発生があったものの、そのうち人身事故は**15**件（前年▲**11**件）と重大な事故は減少しております。

(3) 情報伝達およびコミュニケーションの確保

情報伝達とコミュニケーションについては、現場従業員**20**名程度の単位で班ミーティングを毎月実施し、上位会議の情報共有を図るとともに、安全・接客接遇面の活発な意見交換などコミュニケーションの深まりがうかがえます。

(4) 重大事故等への対応

重大事故発生情報の社内周知は、速報掲示による伝達や事故発生時のドライブレコーダー映像を全乗務員が確認することで注意喚起を行っています。

(5) 関係法令等の遵守

関係法令等の遵守について、**2024**年**6**月改正の厚労省「改善基準告示」拘束時間上限**15**時間を超過する事案が散見されたため、運行管理者による点呼時の注意喚起強化や帰庫時のアルコールチェック手順の見直しに着手し、再発防止に努めています。

また、飲酒運転を未然に防ぐため、始終業時のアルコールチェックに加え、出勤前の簡易式アルコールチェッカーを用いた検査を徹底させていますが、**2024**年度は始業時のアルコール検知が**1**件発生しています。

(6) 運転者の教育・指導

旅客需要の回復に合わせ急増している新人運転者を育成指導する専門組織を設置し、基礎教育期間**2**週間を含む**9**ヶ月間にわたる丁寧な指導で、運転技術の習得と安全運転意識の向上を図っています。また、事故防止の観点では、デジタスコアとドライブチャートの活用を推進し、運転者の運転技術を数値化した分かり易い目標を設定することで、具体的で納得感のある指導を実践しています。なお、乗務員の教育・指導においては、指導する立場の運行管理者の意識向上が肝要であるため、運行管理者教育や運行管理者監査などにより管理者の教育も図られています。

(7) 健康管理

健康管理マニュアルに基づき、概ね適切に健康診断や管理指導を行っています。

要再検者の受診状況管理に不十分な点が見受けられましたが、**2024**年度末までには要再検者全員の受診を完了しております。また、要注意者については所長・運行管理者が定期的にチェックし管理する体制が整えられており、血圧測定をルール化し規定を超えた者の乗務を認めないようにしたり、点呼時に本人の状態確認や注意喚起を実施しています。

(8) 前回指摘事項の対応

前回、特に重要な指摘事項はありませんでした。

8. 被監査部署との調整・確認、改善提案事項

- ・「改善基準告示」拘束**15**時間オーバーについて、日常の管理指導体制の強化等に確実に取り組み発生件数の大幅な削減を図ってください。
- ・**2025**年度の運輸安全マネジメント計画を確実に実行するようお願いします。
- ・輸送の安全確保に必要なヒト・モノへの継続的な投資を続けてください。